

「神戸発・優れた技術」認定制度要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「財団」という）が別途定めた定款第4条1項（1）号に基づき、「神戸発・優れた技術」に認定する企業（以下「認定企業」という）を支援するため、その認定制度を定め、適正かつ円滑に実施する。

(対象企業)

第2条 「神戸発・優れた技術」の認定（以下「認定」という）にあたっては、以下の各号の要件を満たす企業を対象とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有し、法人登記後1年以上事業を営む中小企業であること。
- (2) 前号に定める中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、租税特別措置法が定めるみなし大企業を除く。
- (3) 主たる事業が総務省統計局の「日本標準産業分類」の製造業及び情報サービス業等であること。なお、製造業は、原則として別に定める加工分類表（規定番号2）並びに材料分類表（規定番号3）の取扱いがあること。
- (4) 国内トップレベルにある「優れた技術」を持つ企業であること。
- (5) 公序良俗に反する（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）事業を営むものでないこと。
- (6) 神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がないこと。

(募集)

第3条 募集は、公募によるものとする。

- 2 応募申請は、別途公募要領に定める応募書類一式を「財団」事務局が受理した時に完了する。ただし、公募要領に定める指定期間内にした場合に限る。

(書類審査と現地調査)

第4条 前条の応募を受けて企業の調査を開始する。

(1) 書類審査

応募書類について、その様式を満たしているか、第2条の対象企業の要件を満たしているか等について審査する。それにより不備が判明した時は、直ちに応募者宛に連絡をするものとし、応募者が訂正を希望する場合は、公募要領に定める指定期間内に限り訂正することが出来る。

(2) 現地調査

調査員は、原則として調査対象企業の技術分野等に通じた専門家を含め「財団」理事長が任命する。

調査員は現地調査により実態を把握し、その結果を指定の様式で「財団」理事長に報告する。

(審査基準)

第5条「認定」にあたっては、以下の各号に定める審査を行う。

- (1) 得意技術・独自技術分野等で国内トップレベルの高い技術を有している。又は、地域産業の特徴・強み等を活かした技術が高いレベルであること
- (2) 前号を適用・応用した製品の機能・性能・品質等が優れていること
- (3) ISO9001等の認証取得や技能検定有資格者等を有し、品質管理に優れ、そのマネジメントシステムが有効に機能していること
- (4) その製品が、全国的に高いシェアを占めていること
- (5) 確立された企業倫理をもって、持続的な企業経営を行っていること
- (6) 社会・環境へ配慮した経営を行っていること

(認定審査会)

第6条 前条の認定審査基準に基づき適正な審査を行うために認定審査会を設置する。

- 2 認定審査会の委員は、学識経験者等の中から、「財団」理事長が委嘱する。
- 3 認定審査会の運営に関する事項は、別に定める。

(認定)

第7条 「認定」は、前条に定める認定審査会の推薦を受け、「財団」理事長が行う。

(認定期間)

第8条 認定期間は、認定日から5年後の日の属する年度の再認定日又は認定年度の4月1日から起算した5年後の年度末のいずれか早い日までとする。

- 2 前項に関わらず、認定年度が令和元年度までの認定企業の認定期間は、認定年度の翌年度から起算した10年後の年度末までとする。

(再認定)

第9条 前条の認定期間を満了した企業については、再度認定審査会を経て認定することができる。

(認定の取消)

第10条 「財団」理事長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは「認定」を取り消すことができる。

- (1) 組織変更、業態変化や市外移転等により第2条の要件を充足しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたと認められるとき。
- (3) 事業活動を中止・休止又は廃止したと認められるとき。
- (4) 認定された技術につき、他の企業（子会社、関連会社等を含む）への譲渡等により、又は技術者の流出等により、その技術を保有しないことが認められるとき。
- (5) 認定企業に重大なる刑事罰及び社会的信用を失墜する行為があったと認められるとき。
- (6) その他本要綱の目的若しくは内容を逸脱する事由があったと認められるとき。

(運営組織)

第11条 「財団」理事長は、「認定」事業を運営する事務局を「財団」内に置く。

附則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年4月10日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。